



犬・ねこ不妊手術 助成キャンペーン

応募期間 8月1日～9月30日まで

不妊手術費の一定額を助成します
×**ズ**の飼育犬・ねこ、地域ねこ
7,000円助成 抽選で65頭

※1世帯1頭まで、地域ねこは実頭数まで応募できます。

※犬は、狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射実施済のもの

※「地域ねこ」とは飼主のいないねこことの共生を目的に、同地域住民が行政機関またはNPO団体との連携下で、餌やふん尿の管理、不妊手術の実施を含む地域ルールに基づいて飼育されている飼主のいないねこ

※地域ねこは、管理代表者の承諾を得たうえで再手術防止のための耳カット手術を施します。

◆応募方法は、最寄の動物病院の窓口に用意されている申込票に記入し
病院に提出して下さい。当選者には「犬・ねこ不妊手術補助券」を送付します。
なお、補助券は他者に譲渡することはできません。
手術日は動物病院にご相談ください。



お問い合わせは、最寄の動物病院または、下記にご連絡ください。

一般社団法人岩手県獣医師会 TEL: 019-651-0310 FAX: 019-653-0350
URL: <http://www.ivma.jp>

平成 28 年度飼育犬・ねこ及び地域ねこ不妊手術助成事業実施要領

一般社団法人 岩手県獣医師会

第 1. 目 的

岩手県内で飼育されている犬・ねこ（以下、飼育犬・ねこという。）の飼い主並びに地域ねこの管理代表者に対し、不妊手術を行った場合に手術費の一定額を助成し、捨て犬・捨てねこ防止対策並びに地域ねこの繁殖防止対策を推進することを目的とする。

第 2. 地域ねこの定義

この要領における「地域ねこ」とは、地域住民と行政機関またはNPO団体との連携下で、えさやふん尿の管理等地域ルールに基づいて飼育されている飼い主のいない「ねこ」とする。

第 3. 応募対象条件

対象は飼育犬・ねこ、地域ねこ共に雌の7歳未満とし、飼育犬・ねこは1世帯1頭まで、地域ねこは実頭数（地域で3頭飼育している場合は3頭まで）応募できるものとする。
ただし、犬では狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射を実施済みのものとする。

第 4. 助成対象頭数

助成する総頭数は65頭とする。

飼育犬20頭、ねこ45頭（うち、地域ねこ20頭）とする。

但し、地域ねこ（20頭）は、被災沿岸地域の地域ねこを優先して助成対象とする。
被災沿岸地域とは、被災した沿岸の12市町村とする。

地域ねこは、管理代表者の承諾を得たうえで、再手術等を防止するための耳カット手術を施すこととする。

第 5. 助成金額

不妊手術（卵巣子宮摘出）に対し、1頭あたり7,000円を助成する。

第 6. 事業の実施獣医師

本会会員である小動物開業獣医師（以下、獣医師という。）とする。

第 7. 募集期間

助成申込の募集期間は平成28年8月1日（月）から9月末日（金）（期限厳守）とする。

第 8. 助成金の申し込み及び当選者の決定

事業の内容を、岩手県獣医師会（以下、本会という。）ホームページ及び県内各小動物病院へのポスター掲示により県民へ周知する。

助成金を希望する飼い主等は、不妊手術助成事業申込票に必要事項を記入のうえ、本会会員が開設している動物病院に申し込み、各動物病院は受理した同申込票を、平成 28 年 10 月 7 日（金）までに本会へ郵送（FAX も可）することとする。

当選者の決定は、申し込み者がこの事業の助成対象頭数に満たない場合は全員とし、対象頭数を越えた場合は、本会動物愛護委員会が申し込み者の中から公正に抽選し、会長に報告することとする。

第 9. 抽選結果の発表及び不妊手術補助券の送付

本会会長は、10 月末日（月）までに、当選者（飼育犬・ねこの飼い主及び地域ねこの管理代表者）に「不妊手術補助券（別紙 1）」を送付し、申し込み者への抽選結果の発表に代えるものとする。抽選の結果、落選した申し込み者へは通知しない。

2. 上記の「不妊手術補助券」を交付された飼い主及び管理代表者は、12 月末日（土）までに同補助券を獣医師へ提出し、不妊手術を受けるものとする。なお、飼い主及び管理代表者は補助券を他者に譲渡してはならない。
3. この事業への申し込み後、抽選結果を待たずに不妊手術を行い、抽選により当選した場合は、上記の「不妊手術補助券」を活用できるものとする。

第 10. 事業の実施報告及び助成金申請

不妊手術を実施した獣医師は、平成 29 年 1 月末日（火）までに、「実施報告並びに助成金申請書（様式 1）」を、第 8 に記載する「不妊手術補助券」の写しを添付して、本会会長に提出するものとする。

2. この事業の助成金は、不妊手術を実施した獣医師に対し支出する。